

○阪神水道企業団職員安全衛生委員会規程

制 定 平成6年6月23日 管理規程第2号
〔昭和52年2月22日管理規程第2号を全部改正〕
改 正 平成13年11月5日 管理規程第8号

目次

- 第1章 総則（第1条—第2条）
- 第2章 委員会（第3条—第10条）
- 第3章 事業所委員会（第11条—第13条）
- 第4章 事業所部会（第14条—第16条）
- 第5章 補則（第17条）
- 附 則

第1章 総則

（設置）

第1条 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第19条の規定及び阪神水道企業団職員安全衛生管理規則（平成3年管理規則第1号）に基づき、職員の安全及び衛生に関する事項について調査審議するため、阪神水道企業団職員安全衛生委員会（以下「委員会」という。）、事業所安全衛生委員会（以下「事業所委員会」という。）及び事業所安全衛生部会（以下「事業所部会」という。）を置く。ただし、事業所委員会及び事業所部会については、それぞれ次に掲げる各号の区分に従って置くものとする。

- (1) 「常時50人以上の者が勤務する事業所」 事業所委員会
 - (2) 「常時50人未満の者が勤務する事業所」 事業所部会
- （定義）

第2条 この規程において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「職員」とは阪神水道企業団に常時勤務する職員及びこれに準ずるものをいう。
- (2) 「事業所」とは阪神水道企業団安全衛生管理規則（平成3年規則第1号）第2条に規定する事業所をいう。

第2章 委員会

（組織）

第3条 委員会は、委員長を含む委員16名をもって組織する。

2 委員は、企業長が任命する。ただし、次の各号に掲げる者を含むものとする。

- (1) 統括安全衛生管理者
- (2) 主任安全管理者及び主任衛生管理者

(3) 阪神水道労働組合（以下「労働組合」という。）の推薦する者 7 名

(4) 産業医

（任期）

第 4 条 委員の任期は 1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（委員長等）

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、統括安全衛生管理者とする。

3 副委員長は、委員の中から互選する。

（委員長の職務）

第 6 条 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故あるときは、副委員長が職務を代行する。

（調査審議事項）

第 7 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議し、安全衛生業務の適切な運営を図るものとする。

(1) 基本的安全衛生対策の執行に関すること

(2) 事業所委員会及び事業所部会の報告並びに意見に関すること

(3) その他安全衛生業務の執行に関すること

（会議）

第 8 条 委員会は年 2 回以上開催する。

2 委員会は、委員長が招集する。

3 委員定数の 3 分の 1 以上の委員から会議に付すべき事項を示して、臨時会招集の請求があるときは、委員長は、臨時会を招集しなければならない。

4 委員会は、非公開とすることができる。

（定足数）

第 9 条 委員会は、委員定数から産業医である委員を除く委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

（書記）

第 10 条 委員会に、書記 1 名を置く。

2 書記は、委員長が企業長の同意を得て任命する。

3 書記は、委員会の議事を記録し、会議録として保存しなければならない。

第 3 章 事業所委員会

(組織)

第11条 事業所委員会は、委員長を含む委員12名以内をもって組織する。

2 委員は、企業長が任命する。ただし、次の各号に掲げる者を含むものとする。

- (1) 主任衛生管理者又は安全衛生管理者
- (2) 安全管理者及び衛生管理者
- (3) 労働組合の推薦する者 5 名以内
- (4) 産業医

一部改正〔平成13年管理規程第 8 号〕

(調査審議事項)

第12条 事業所委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議し、委員会に意見を述べることができる。

- (1) 職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策に関すること
- (4) その他委員長が、必要と認める事項

(任期等)

第13条 第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 9 条及び第10条の規定は、事業所委員会に準用する。この場合において、第 5 条、第 6 条、第 9 条及び第10条中「委員会」とあるのは「事業所委員会」と、第 5 条第 2 項中「統括安全衛生管理者」とあるのは「主任衛生管理者又は安全衛生管理者」と読み替えるものとする。

第 4 章 事業所部会

(組織)

第14条 事業所部会は、部会長を含む委員若干名をもって組織する。

2 委員は、部会長が任命する。ただし、次の各号に掲げるものを含むものとする。

- (1) 安全衛生管理者
- (2) 安全管理者及び安全衛生推進者
- (3) 労働組合の推薦する者

(調査審議事項)

第15条 事業所部会は、第12条第 1 号から第 3 号に規定する事項及び部会長が必要と認める事項を調査審議する。

(任期等)

第16条 第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 9 条及び第10条の規定は、事業所部会に準用する。この場合において、第 5 条、第 6 条、第 9 条及び第10条中「委員会」とあるの

は「事業所部会」と、第 5 条、第 6 条及び第 10 条中「委員長」とあるのは「部会長」と、第 5 条及び第 6 条中「副委員長」とあるのは「副部会長」と、第 5 条第 2 項中「総括安全衛生管理者」とあるのは「安全衛生管理者」と読み替えるものとする。

第 5 章 補則

(補則)

第 17 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、企業長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 6 年 7 月 1 日から施行する。
(委員会の委員に関する経過措置)
- 2 この規程の施行の際、現に改正前の規程により委員会の委員として任命されている者は、この規程の施行の際、第 3 条の規定により委員会の委員として任命されたものとみなす。

附 則 (平成 13 年 11 月 5 日管理規程第 8 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
(経過規定)
- 2 この規程の施行の際、現に委員として任命されている者は、改正後の阪神水道企業団職員安全衛生委員会規程（以下「改正後の規程」という。）により任命されたものとみなす。
- 3 改正後の規程により新たに委員として任命された者の任期は、同規程第 4 条の規定にかかわらず、平成 14 年 3 月 31 日までとする。